

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市公民館定期利用の団体登録、変更、取りやめ
根拠法令及び条項	○那覇市公民館の定期利用に関する要綱第2条～第6条、第8条
審 査 基 準 ○那覇市公民館の定期利用に関する要綱 <別紙のとおり>	
標準処理期間	1 月以内
所管部署	生涯学習部 中央公民館（098-917-3442） 若狭公民館指定管理者：NPO法人地域サポートわかさ 繁多川公民館指定管理者：NPO法人一万人井戸端会議
更新日	平成27年4月1日

<別紙>

○那覇市公民館の定期利用に関する要綱

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 定期利用 団体が公民館を利用する場合において、原則として、1月につき1回以上かつ1週間につき1回以内の範囲内において、一定の曜日、時間及び部屋を継続して利用することをいう。

(2) 団体登録 教育長が、定期利用に係る団体を登録することをいう。

(定期利用できる団体)

第3条 公民館を定期利用できる団体は、原則として、代表者及び構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学し、かつ、構成員が10人以上である団体とする。

(定期利用できる期間)

第4条 1団体が定期利用できる期間は年度を単位とし、原則として毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(定期利用の制限)

第5条 1団体が複数の公民館において定期利用してはならない。

2 1団体が定期利用できる時間は、1回につき原則として2時間以内とする。

3 定期利用に係る1回当たりの時間帯は、教育長が定めるものとする。

(団体登録の申請)

第6条 公民館を定期利用しようとする団体は、那覇市公民館定期利用団体登録申請書(第1号様式)に会員名簿(第2号様式)及び団体の規約を添えて、教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に受け付けるものとする。

(1) 年度を通じての定期利用 原則として当該年度の前年度2月

(2) 年度の中途からの定期利用 随時

(団体登録の変更等)

第8条 前条の規定により団体登録された団体(以下「定期利用団体」という。)は、団体登録事項に変更が生じた場合は、教育長に届け出なければならない。

- 2 定期利用団体が公民館を定期利用しないこととなった場合は、那覇市公民館定期利用取りやめ届(第4号様式)を教育長に提出しなければならない。